

令和2年度 仙台市営住宅 入居募集のごあんない

[令和2年9月]

申込期間は令和2年9月4日～9月16日までです。

お申込み方法はすべて郵送による受付となります。(窓口・電話では受付いたしません)
9月16日(水)までの郵便局消印のあるものが有効となります。

市営住宅は住宅に困っている方のための住宅です

- ★「仙台市営住宅入居募集のごあんない(令和2年9月)」
- ★「仙台市営住宅入居申込書(令和2年9月定期募集)」
- ★「仙台市営住宅定期募集住宅一覧表(令和2年9月定期募集)」がそろっているか
ご確認ください。
- ◆市営住宅には申込資格の制限があります。
- ◆申込者数が募集戸数を超えた場合は抽選となります。
- ◆この「入居募集のごあんない」をよく読んでから、お申込みください。
- ◆仙台市及び(公財)仙台市建設公社は、市営住宅の入居申込みで知り
得た個人情報を、入居資格審査及び入居後の管理運営の目的以外に
利用することはありません。
申込書及び申込み時に添付された書類は、一切お返しできません。
- ◆今回の9月定期募集の申込者数が募集戸数に満たない場合には、随
時募集を行う場合があります。10月7日以降お問い合わせください。

このたびの新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から次のことをお願
いいたします。
手続き等でお越しいただく際は、マスクの着用をお願いいたします。
また、手続き等の際に発熱、咳、喉の痛みなど、体調に不安のある方は、無理をしな
いでご連絡ください。

公益財団法人仙台市建設公社 住宅部 募集課

〒980-0803

仙台市青葉区国分町三丁目10番10号(仙台市役所国分町分庁舎2階)

☎(022)214-3604 FAX(022)214-8592

もくじ

	ページ
1. ご存じですか（お申込みの前に必ずお読みください）	1
2. 申込みから入居までの流れ	2
3. 申込書記入相談窓口の開設	3
4. 申込資格	4
5. 申込資格緩和要件	6
6. ペットと一緒に入居可能な住宅について	8
7. 事故住宅について	9
8. 一般階層世帯と裁量階層世帯の区分	10
9. 申込みについての注意	11
10. 申込資格の確認	12
11. 世帯の所得月額の計算対象となる収入	13
12. 世帯の所得月額の計算手順	13
13. 所得計算の方法	14
14. 所得から控除する金額	18
15. 世帯の所得月額の算出	19
16. 家賃	19
17. 申込書の書きかた（記入例）	20
18. 入居者の選考	22
19. 抽選に際しての優遇措置	23
20. 二次審査（当選者のみ）	25
21. 入居手続き	27
22. 家賃・共益費等と市営住宅のルール	28
23. 市営住宅の種類	31
24. 市営住宅位置図（青葉区）	34
25. 市営住宅位置図（宮城野区）	36
26. 市営住宅位置図（太白区）	38
27. 市営住宅位置図（若林区）	40
28. 市営住宅位置図（泉区）	41
29. 各市営住宅への交通手段	42

1. ご存じですか(お申込みの前に必ずお読みください)

◆市営住宅は、市民の財産です。

「住まい」に困っている仙台市民の生活基盤として建設されています。

◆安い家賃の市営住宅には、収入が少なく、住宅の確保に本当に困っている市民や仙台市内に勤務先のある方が申込みできます。

◆市営住宅で暮らすには入居される方全員の収入を毎年報告していく必要があります。

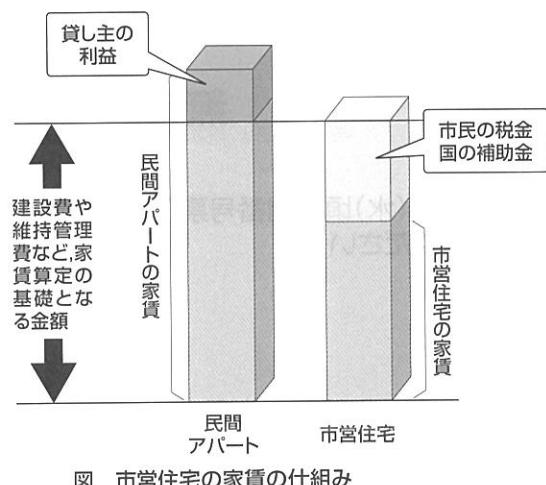


図 市営住宅の家賃の仕組み

市営住宅には市税などが使われ、入居者の家賃が安くできる仕組みになっています。家賃は入居された方の収入に応じて算定されるため、入居後も毎年6月に世帯全員の収入を報告していただきます。

市税を滞納している方(分納中の方を含む)は市営住宅へ入居できません!
(仙台市では市税を滞納している方への行政サービスを一部制限しております)

◆ペット飼育が可能な住宅以外はペットの飼育はできません。 (敷地内、共用部での餌付けや一時預かりもできません。)[身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)を除きます。]

◆今回募集している住宅には、すべてお風呂(浴槽・風呂釜)がついています。

次のような点にもご注意ください。

◆市営住宅は新築のような状態ではありません。

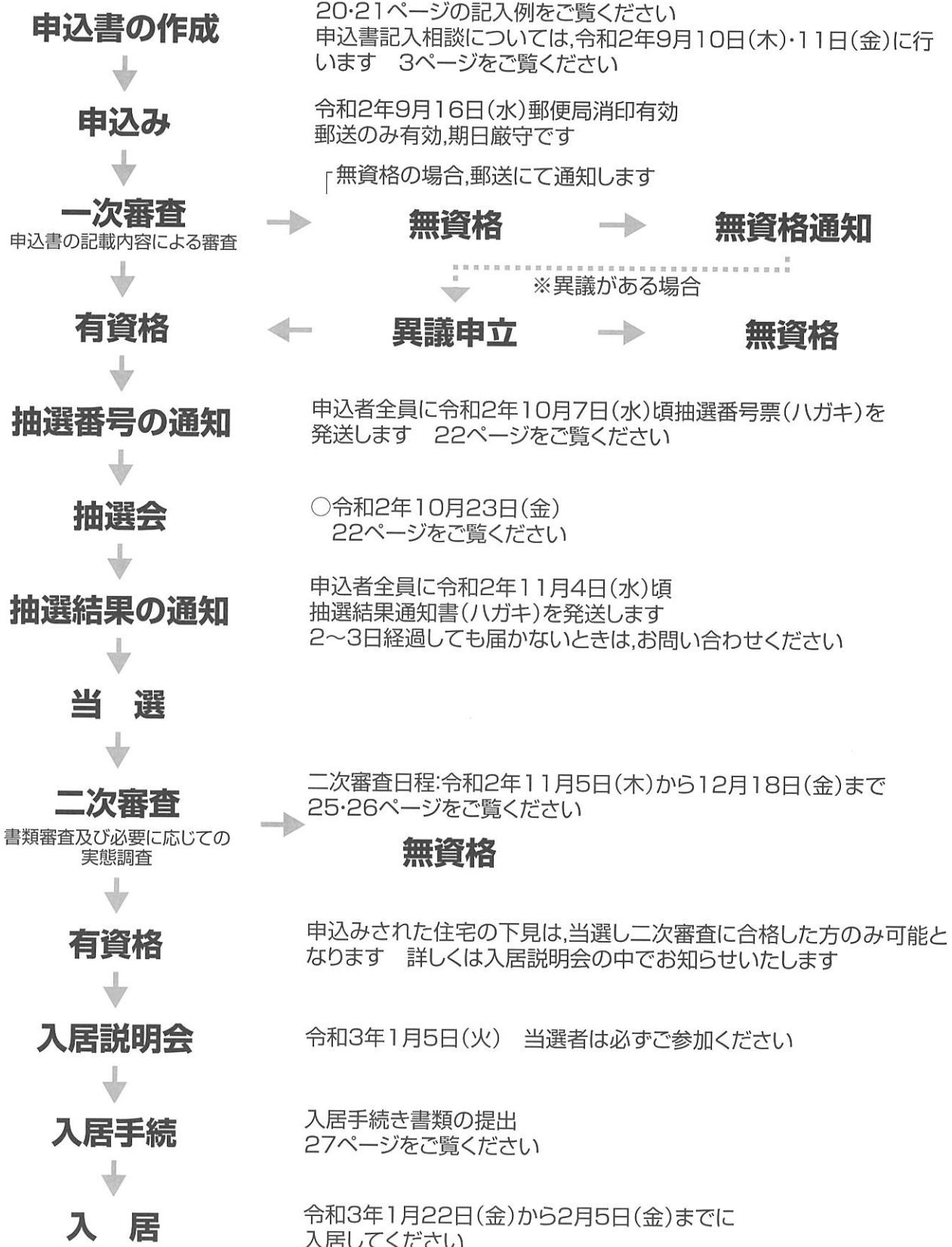
募集する住宅は、新築を除き、前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して入居していただくものです。

◆駐車場の数には限りがあります。(駐車場は有料です)

駐車場が少ない団地やない団地もあります。(29ページの有料駐車場設置団地を参照)
団地内の駐車場に空きがない場合は、ご自身で周辺の民間駐車場を契約してください。
駐車場以外への迷惑駐車は、絶対にしないでください。

2. 申込みから入居までの流れ

●ただし、社会情勢により、抽選会や入居説明会等の開催内容が変更になる場合もあります。



3. 申込書記入相談窓口の開設

申込書の記入方法、申込資格等で不明な点がありましたらご利用ください。相談には、給与や年金など収入を証明する書類、その他必要な書類を必ずご持参ください。期間中は混雑が予想されますので、ご了承ください。
 ※所得計算等の電話によるお問い合わせは、内容が食い違うことがありますのでお断りしています。
 ※駐車場はご用意できません。公共の交通機関をご利用ください。

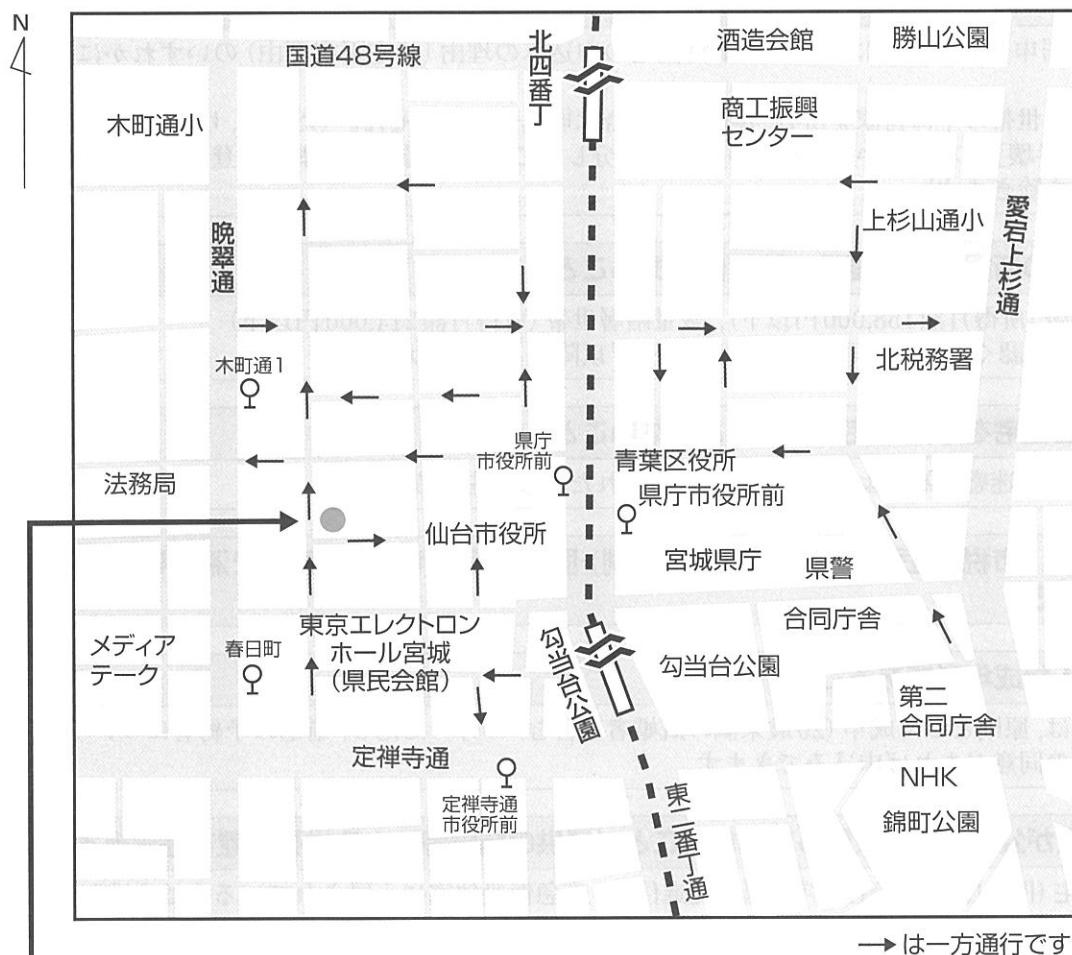
次のような相談はお断りします

- 申込資格がないのに申込みをしたい。 ●抽選なしで入居させてほしい。
- 事前に住宅の下見をさせてほしい。

日 時	場 所
令和2年9月10日(木)・11日(金) 午前9時～午前11時 午後2時～午後4時	仙台市役所国分町分庁舎 仙台市青葉区国分町三丁目10番10号 1階第2会議室

※申込書の住所・氏名・家族名等記入できる箇所はすべて記入の上、ご相談ください。

案内図



→は一方通行です

仙台市役所国分町分庁舎

※記入相談窓口9月10日(木)・11日(金)は、1階第2会議室で行います。
 ※仙台市建設公社 募集課は2階です。

4. 申込資格

申込みされる方は次の1~8のすべての資格を満たすことが必要です。

〈申込締切日の状態が申込資格の判断の基準となります〉

★東日本大震災により住宅を失った方、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者の方は条件が異なりますので、6・7ページをご確認ください。

1 申込者本人が仙台市内に居住しているか、または勤務地が仙台市内であること

- 申込締切日現在の居住地は住民票、勤務地は勤務先証明書により確認できること。
- 原則として、夫婦を分割した申込みはできません。(5ページをご覧ください)
ただし、配偶者等からの暴力被害者または、犯罪被害者等として申込む場合を除きます。
※「配偶者等からの暴力被害者」とは…
配偶者暴力相談支援センターまたは婦人保護施設の保護終了した日から5年以内の被害者と、配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出された日から5年以内の被害者のことです。
※犯罪被害者等とは…国の定める「犯罪被害者等基本法」に規定されている方のことです。

2 現在、住宅に困っていること

- 市営住宅入居申込書の裏面に列記した市営住宅の申込みの理由(住宅困窮理由)のいずれかに当てはまること。
- 入居する方の世帯の中に持家を所有・共有する場合は申込みできません。(ただし、り災証明書で「全壊」「大規模半壊」となっている・売却等により処分したことが入居可能日までに登記簿謄本で確認できる場合を除きます)

3 申込み世帯の所得月額が基準の範囲内であること

- 一般階層世帯(所得月額158,000円以下)、裁量階層世帯(所得月額214,000円以下)
(10ページを確認ください)(計算方法は13ページ以降をご参照ください)

4 過去に市営住宅を不正に使用したことがないこと

- 家賃等の未納や迷惑行為により、明渡しを求められた方などを含みます。

5 世帯の中に、市税(市民税・軽自動車税(種別割)・固定資産税・都市計画税)を滞納している人がいないこと

6 申込者本人が成年者であること

- 申込者本人は、原則として成年(20歳未満の既婚者を含む)の方。ただし、婚姻の予約者については、法定代理人の同意があれば申込みできます。

7 申込者本人が公営住宅に入居していないこと(子供の結婚等による世帯分離を除きます)

- ※UR賃貸住宅(旧公団)・県公社住宅・雇用促進住宅・応急仮設住宅に入居されている方は申込むことができます。
- ※配偶者等からの暴力被害者または、犯罪被害者等の方は申込むことができます。

8 暴力団員でないこと(同居予定者を含みます)

単身で申込みされる方

次の(1)～(12)のいずれかに該当する方です。<申込締切日の状態が申込資格の判断の基準となります>

- (1) 60歳以上の方
 - (2) 身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までの方
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級から3級までの方
 - (4) 療育手帳の交付を受けている障害の程度が「A」又は「B」と記載のある方
 - (5) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって、政令で定めるものにより、障害福祉サービス受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けている方、または交付を受ける程度の方
 - (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方
 - (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
 - (8) 生活保護法による被保護者の方又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む)を受けている方
 - (9) 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方
 - (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方
 - (11) 配偶者等からの暴力被害者の方
 - (12) 犯罪被害者等の方
- ★身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方で、常時の介護を受けることができない方は、申込みできません。

2人以上居住で申込みされる方

現在、同居している親族または同居を予定している親族がいる方です。

★婚姻の予約者と申込むことができますが、申込締切日から6ヵ月以内または入居可能日から3ヵ月以内に婚姻届を提出できる方に限ります。

申込締切日において婚姻の予約者以外の方と婚姻状態(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)にある方は申込みできません。

当選した際には、婚姻届を提出後に戸籍の全部事項証明を提出していただきます。さらに申込者本人が、未成年の場合は保護者の同意書が必要です。

★婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者と申込むことができます。

(ただし、双方に戸籍上の配偶者がなく、かつ住民票に「未届の妻・夫」と記載されている場合に限ります。続柄の記載が「同居人」は不可。当選した際には、入居者全員の戸籍の全部事項証明を提出していただきます。)

●夫婦を分割した世帯で申込む場合には、申込締切日現在において①～③のいずれかの要件を満たしていないければ失格となります。ただし、配偶者等からの暴力被害者を除きます。

- ①戸籍上で離婚を確認できること
- ②離婚調停中であることを裁判所が発行する事件係属証明書で証明できること(当事者間の離婚協議は含まない)
- ③住民票によって1年以上の別居が確認できること及び復縁の意思がないことを確認できること

●「配偶者等からの暴力被害者」に該当する場合の証明として、当選した際には配偶者暴力相談支援センターの保護証明書、婦人保護施設入退所証明書、母子生活支援施設の入退所証明書、裁判所の保護命令決定書の写しのいずれかを提出していただきます。(警察の証明は含みません)

●「犯罪被害者等の方」に該当する場合は、犯罪により従前の住居に居住することが困難となつたことが明らかで、かつ

- ①犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった場合
- ②現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となつた場合

であり、当選した際には、聞き取り及び警察等への照会の同意書を提出していただきます。

5. 申込資格緩和要件

東日本大震災において被災された皆様へ

東日本大震災発生日から10年間、震災において住居を失った方を対象に、仙台市営住宅への申込資格が緩和されます。

主な緩和内容

- 収入状況に関わらず申込むことができます。
申込み世帯の所得月額が基準の範囲内でなくても申込むことができます。
- 単身で申込むことができます。
単身入居可能住宅に限ります。(世帯を分けて申込みできません)
- 仙台市内に居住していなくても、または勤務地が仙台市内でなくても申込むことができます。

対象者

下記「住宅被災市町村」の対象地域において

- (1) 東日本大震災により住居を失った方(民間賃貸住宅を含む)
- (2) 下記の公共事業の実施に伴い移転が必要となった方
被災市街地復興特別措置法第21条に規定される下記(ア)～(オ)の事業
 - (ア) 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業
 - (イ) 住宅地区改良法による住宅地区改良事業
 - (ウ) 公営住宅法第2条第5号に規定する公営住宅等の建設に関する事業
 - (エ) 「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の建設事業」その他「国又は地方公共団体の補助を受けて実施される賃貸住宅の建設の事業で当該賃貸住宅の戸数が50戸以上であるもの」(地方公共団体独自の制度による補助を受けて建設される賃貸住宅等の建設事業)
 - (オ) 国又は地方公共団体の補助を受けて実施される住宅市街地の開発整備に関する事業((ア)及び(イ)に掲げるものを除く)で当該事業に係る施行地区の面積が2,000m²以上であるもの

「住宅被災市町村」

青 森 県	八戸市
岩 手 県	宮古市、大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畠村、野田村
宮 城 県	県内全市町村
福 島 県	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、田村市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、矢吹町、広野町、楓葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村
茨 城 県	水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、稻敷市、神栖市、行方市、鉾田市
千 葉 県	旭市、我孫子市、浦安市、香取市

- (3) 原子力災害により避難指示を受けている区域に居住されていた方

必要な書類

- 住宅被災市町村が発行する住宅の滅失を証する書類
り災証明書(全壊、大規模半壊)
- 事業の実行者、認定者若しくは地方公共団体が発行する移転の必要性を証する書類
- 被災時に避難指示を受けている区域に居住されていたことを証する書類
住民票、戸籍の附票、被災証明書等

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の方へ

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の方は、市営住宅への申込資格が緩和されます。

緩和内容

4ページにおける共通の「申込資格1」及び「申込資格2」がなくなります。また、「申込資格3」も一部緩和されます。内容は次のとおりです。

- 仙台市に住所または勤務場所がなくても申込むことができます。

市営住宅は本来、仙台市内に居住しているか、または勤務地が仙台市内であることが条件ですが、居住しておらず、勤務地が仙台市内になくても申込むことができます。

- 持家があっても申込むことができます。

市営住宅は本来、持家がないことが応募の条件ですが、持家があった場合でも申込むことができます。

- 収入要件の一部が緩和されます。

市営住宅は本来、世帯全員の合計所得が月額15万8千円以下であることが条件ですが、母子避難等分離避難に限り、世帯全員の合計所得の2分の1の金額を合計所得額とみなします。

対象者

平成23年3月11日時点で、以下の「支援対象地域」に居住していた方

「支援対象地域」

福島県 【中通り】	福島市、郡山市、白河市、須賀川市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
福島県 【浜通り】	いわき市、相馬市、南相馬市の一部、広野町、楢葉町、富岡町の一部、川内村、大熊町の一部、浪江町の一部、葛尾村の一部、新地町、飯舘村の一部

必要な書類

- 支援対象地域内市町村が発行する「居住実績証明書」

△注意

※4・5ページにおいて本来の申込資格を満たす方は、本記載事項に関係なく申込みできます。

※申込資格緩和要件に該当する方も仙台市営住宅への入居は、応募多数の場合抽選となります。

※仙台市営住宅は、家賃、共益費、駐車場使用料が発生します。

※申込資格要件が緩和される方でも高額所得者に該当する方が入居した場合、入居から5年以上経過した時点で、高額所得認定され住宅を明渡していただくこととなります。

6. ペットと一緒に入居可能な住宅について

1. 申込資格（ペットと一緒に入居が可能な住宅へ申込みができる方）

市営住宅の申込資格を満たし、かつ申込締切日において、現在居住している住宅でペットを飼育している世帯が申込むことができます。

※申込締切日後に飼育開始される方は対象ではありません。

2. 申込みできる住宅

「仙台市営住宅募集住宅一覧表（令和2年9月募集）」の＜ペットと一緒に入居可能な住宅＞に記載している住宅に申込むことができます。

※ペットと一緒に入居を希望される世帯は、ペットが飼育できない市営住宅には申込みできません。

3. 対象となるペット

動物の種別等は規定しませんが、室内で飼育可能な大きさ、数とし、近隣への騒音や悪臭などにより迷惑をかけないことが条件となります。

また、法令（動物の愛護及び管理に関する法律など）で個人での飼育が禁止されている動物や、法令上の管理（狂犬病予防など）がされていない動物は、飼育できません。

※犬の場合は「鑑札」の年度及びナンバーと「狂犬病予防注射済票」の年度及びナンバーを確認します。当選してもこの確認ができない場合は、失格となる場合があります。

※許可が必要な動物の場合は許可証を確認します。当選しても確認ができない場合は、失格となるケースがあります。

4. 申込みにあたっての注意事項

(1)ペットと一緒に入居可能な住宅は、前の入居者がペットを飼育していた住宅です。室内の修繕等は行っておりますが、においや傷等が残っている場合もありますので、あらかじめご了承の上お申込みください。

(2)ペットと一緒に入居可能な住宅は、犬・猫をはじめ様々な種類のペットの飼育が想定されます。

ペットの特性によっては他の入居者・他のペットとの共存が難しい場合もあるかもしれませんので、ご自身のペットのみならず、近隣で飼育しているペットへも十分配慮してください。

(3)動物に関する関係法令を遵守するとともに、居住する住宅の飼い主で結成する「飼い主の会」に必ず加入し、「飼い主の会」で定めるルールを遵守してください。

(4)飼い主の主な遵守事項は次のとおりです。

- ①動物は、自己の居室で飼育すること
- ②自己の居室以外で、動物にえさや水を与えた後、排せつをさせないこと。万一、自己の居室以外で排せつをした場合は、ふん便を必ず持ち帰るとともに、衛生的な後始末を行うこと
- ③動物の異常な鳴き声やふん尿等から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけないこと
- ④動物は常に清潔に保つとともに、疾病の予防、衛生害虫の発生防止等の健康管理を行うこと
- ⑤犬・猫には、必要な「しつけ」を行うこと
- ⑥犬・猫等には不妊去勢手術等の繁殖制限措置を行うよう努めること
- ⑦動物による汚損、破壊、傷害等が発生した場合は、その責任を負うとともに、誠意を持って解決を図ること
- ⑧地震、火災等の非常災害時には、動物を保護するとともに、動物が他の居住者等に危害を及ぼさないよう留意すること
- ⑨動物が死亡した場合には、適切な取扱いを行うこと
- ⑩自己の居室以外で、動物の毛や羽の手入れ、ケージの清掃等を行わないこと。自己の居室でこれらのことを行う場合は、窓を閉めるなどして毛や羽等の飛散を防止すること
- ⑪犬・猫等を自己の居室から外へ連れ出した時には、常に引き綱で繋ぐ等、人の完全な管理の下に置き、

- 砂場や芝生等の立入りを禁止された場所に入れないこと
- ⑫廊下、エレベーター等建物の共有部分では、動物は抱きかかえ、またはケージ等に入れ、移動すること
その場合は、周辺の者や同乗者に迷惑のかからないよう十分に配慮すること
- ⑬外出等により長期間居室を不在にする場合は、居室に動物を放置しないこと

(5)資格審査時には「動物飼育届出書兼誓約書」を提出していただきます。

7. 事故住宅について

- 事故住宅とは、居住者の方がみとられずに室内で亡くなられた場合や、火災、自死等の事故があった住戸で、事故発生から一定期間募集を停止していた住宅です。
- 入居されるまでに補修を行い、申込資格や家賃等については、他の市営住宅と変わりません。
- 事故の内容については、募集住宅一覧表に記載されていること以外はお答えできません。
- 入居に際しては、事故に起因する異議を申し立てない旨の誓約書をご提出していただきます。
- 事故があった住宅であることを理由として、他の住宅へ移転することはできませんので、十分ご理解のうえお申込みください。

8. 一般階層世帯と裁量階層世帯の区分

一般階層世帯（所得月額158,000円以下）とは…

※計算方法は13ページ以降をご参照ください。

- 下記の裁量階層世帯に該当しない世帯は、すべて一般階層世帯となります。

裁量階層世帯（所得月額214,000円以下）とは…

※計算方法は13ページ以降をご参照ください。

- 次の①～⑪のいずれかに該当する世帯のことです。所得制限が緩和されます。

申込者または同居者が

- ①身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までの方
- ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の方
- ③療育手帳の交付を受けているA判定・B判定の方
- ④治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものにより、障害福祉サービス受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けている方、または交付を受ける程度の方
- ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方
- ⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑦海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方
- ⑧ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方
- ⑨小学校就学の始期に達するまでの方

申込者が

- ⑩60歳以上の単身の方
- ⑪60歳以上で、同居者全員が60歳以上、または18歳未満の世帯

9. 申込みについての注意

〔申込みから入居手続きにあたっての書類取得に関する
手数料・郵送料などは全て申込者の負担となります。〕

- 申込書に記入されていない方の入居はできません。申込み後の家族の増減変更は、原則として認めません。
- 受付後の申込み内容の変更はできません。
- 申込書および申込み時に添付された書類は、一切お返しえできません。
- 申込み後に住所が変わった時は、郵便局への住所変更の手続きをとるとともに、(公財)仙台市建設公社募集課へお知らせください。

次のような申込みは無効となります

- (1) 重複して申込んだ場合（申込みは1世帯1通です）
- (2) 申込受付期間外に申込んだ場合
- (3) 申込書に不正の記載や不明な点があった場合
- (4) 指定の申込書以外で申込んだ場合

次のような場合は一次審査で失格となります

- (1) 申込資格要件に欠けている場合
 - (2) 単身で申込む方で「単身入居可能住宅」以外に申込んだ場合
 - (3) 目的別住宅に申込む方で、目的別住宅の入居要件を満たしていない場合
 - (4) 申込者本人が公営住宅に入居中の場合（子供の結婚等による世帯分離は除きます）
- ※UR賃貸住宅（旧公団）・県公社住宅・雇用促進住宅・応急仮設住宅に入居している方は申込むことができます
※配偶者等からの暴力被害者は申込むことができます

次のような場合は二次審査で失格となります

- (1) 家族を不自然に分割または合併している場合
夫婦を分割した世帯で申込む場合には、申込締切日現在において①～③のいずれかの要件を満たしていないければ失格となります。ただし、配偶者等からの暴力被害者を除きます。
 - ①戸籍上で離婚を確認できること
 - ②離婚調停中であることを裁判所が発行する事件係属証明書で証明できること（当事者間の離婚協議は含まない）
 - ③住民票によって1年以上の別居が確認できること及び復縁の意思がないことを確認できること
 - (2) 申込資格のあることを証明できない場合（一次審査の内容を含む）
 - (例) 住民票の「住民となった日」が申込締切日よりも後の場合は失格となります。
 - (3) 事実と異なることを書いて申込んだ場合
 - (4) 所得証明書、住民票など審査に必要な書類を提出しない場合
 - (5) 世帯の中に、市税（市民税・軽自動車税（種別割）・固定資産税・都市計画税）を滞納している人がいる場合
- ※当選者の中から失格者・辞退者が出了たときには、補欠者の中から補欠順位により順次二次審査を行い、入居予定者を決定します。

次のような場合は審査に合格された方でも入居の許可を取消します

- (1) 入居までの間に、申込資格および目的別入居要件のうち1つでも欠けた場合
- (2) 指定した期間内に敷金を納められなかったり、入居のために必要な手続きをしない場合（必要な手続きについては27ページをご覧ください）
- (3) 指定した期間内に申込書に記載された申込世帯全員の入居が住民票によって確認できない場合
- (4) 婚姻の予約者と申込み
 - ①申込締切日から6ヵ月以内または入居可能日から3ヵ月以内に婚姻届を提出したことが戸籍の全部事項証明で確認できない場合
 - ②申込書に記載した婚姻の予約者とは別の人と婚姻状態にあることが戸籍の全部事項証明で確認された場合
- (5) 入居可能日までに、持家を売却等により処分したことが登記簿謄本等で確認できない場合
- (6) その他、不正な行為によって入居しようとした場合

10. 申込資格の確認(4・5ページの再確認です)

※基準日は申込締切日です。

※東日本大震災により住宅を失った方、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者の方は条件が異なりますので、6・7ページをご確認ください。

申込者本人が成人で、
仙台市内に住所または勤務先があります。

はい

現在、住宅に困っており、かつ公営住宅（市町村営・県営住宅、復興公営住宅等）に入居していません。
(持家がある方は、入居可能日までに売却等により登記簿謄本で処分したことを証明できます)

いいえ

公営住宅に入居していますが、賃借人本人ではなく、子供の結婚等による世帯分離です。

いいえ

2人以上の親族での申込みです。（現在同居している親族または同居を予定している親族がいます）

はい

いいえ

家族を不自然に分割（夫婦別々など）または合併した世帯ではありません。

5ページの「単身で申込みされる方」の要件に該当します。

いいえ

いいえ

はい

世帯の中に、一緒に入居しない戸籍上の配偶者がいる人がいます。

戸籍上有配偶者がいます。

申
込
み
で
き
ま
せ
ん

離婚を前提としていますが、

- ・離婚調停中で裁判所から事件係属証明書が出ます。
- または、
- ・住民票において1年以上の別居が確認でき、復縁の意思はありません。

はい

はい

※配偶者等からの暴力被害者の方、犯罪被害者等の方は、4・5ページを確認してください。

いいえ

申込み世帯全員、

- ・過去に市営住宅を不正に使用したことはありません。
- ・市税（市民税・軽自動車税（種別割）・固定資産税・都市計画税）を滞納している人はいません。
- ・暴力団員ではありません。

いいえ

はい

13ページからの世帯の所得計算へ進んでください。

11. 世帯の所得月額の計算対象となる収入

申込む際の収入とは

市営住宅の申込みには、世帯の所得月額が定められた基準内にあることが必要です。（ただし、高齢者世帯等の「裁量階層世帯」については、入居できる基準が緩和されます。→10ページの説明をお読みください）入居申込みをする場合に対象となる収入は、申込者本人の収入だけではなく一緒に入居しようとする方全員の収入です。

世帯の現在の収入を確認し14ページからの「所得計算の方法」により計算してください。

給与収入	給料・俸給・賃金・賞与等（残業手当・家族手当・皆勤手当等も含む。ただし、通勤手当等の非課税分を除く）の支給された金額。
事業収入等	事業収入・配当収入・不動産収入・個人年金の給付金など。
年金収入	厚生年金・共済年金・国民年金・企業年金等の課税対象となる年金または恩給の支給された金額。ただし、障害年金・遺族年金・母子年金等を除く。

※以下の（ア）（イ）（ウ）は所得計算の対象とはなりません。

- （ア）障害年金・遺族年金・傷病恩給・通勤手当の非課税額・学資金・法定扶養料（仕送り等）・障害保険金・損害賠償金・雇用保険給付金・労働者災害補償保険の保険給付金・生活保護の各扶助費・児童扶養手当・児童手当などの課税対象とならない収入。
- （イ）募集月の前月までの状況で所得計算をしていただきます。ただし、募集申込締切日までに退職される場合は、収入は「0円」とみなします。募集申込締切日以降に退職の場合は、それまでの収入は所得計算の対象となりますのでご注意ください。
- （ウ）募集月から採用となる場合、収入は「0円」とみなします。採用予定の勤務先名（会社名）・電話番号・採用年月を記入してください。

12. 世帯の所得月額の計算手順

世帯全員のそれぞれの所得を算出する（14～17ページ）



世帯全員の所得を合計する（19ページ）



世帯全員の控除額を算出する（19ページ）



世帯全員の控除額を合計する（19ページ）



計算式にあてはめてください（19ページ）

13. 所得計算の方法

給与収入の方 ●現在の勤務先(パート・アルバイトを含みます)にいつから勤めていますか?

現在の勤務先に平成31年1月1日以前に就職し、現在まで勤務しているとき

現在の勤務先に平成31年1月2日以後に就職し、現在まで勤務しているとき

●勤務先発行の令和元年分源泉徴収票

① 令和元年分 給与所得の源泉徴収票

令和元年分 給与所得の源泉徴収票									
支払 を受け る者	仕 所 又は 場所	(会社名等)							
		(会社名等)							
種 別		支 出 金 額		給与所得の金額		所持印鑑の類の合計額		源泉徴収税額	
内		千 円		千 円		千 円		千 円	
※ *** ***		※ *** ***		※ *** ***		※ *** ***		※ *** ***	
被扶養者 の有無等 老人		配偶者等 の有無等 老人		控除対象扶 養親類の数 (配偶者を除く) 老人		被扶養 扶養親類の数 (本人を除く) 老人		被扶養 扶養親類の数 (本人を除く) その他	
名 姓 性別		名 姓 性別		名 姓 性別		名 姓 性別		名 姓 性別	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地図保険料の控除額		住宅借入金等特別控除額の部			

円 (1年間の所得)

→19ページの個人別所得へ

●市町村発行の令和元年分の総所得額を記載してある証明書(②③いずれかで確認してください)

② 令和2年度(令和元年分)市・県民税課税証明書

令和2年度(令和元年分) 市・県民税課税証明書									
住 所									
氏 名									
【所得の内訳】		【所得控除の内訳】							
(給与収入金額)(給与所得金額)(公的年金等収入金額)(公的年金等による所得金額) ***** *****		(雑損控除額)(医療費控除額)(社会保険料控除額)(小規模企業共済等掛金控除額)(生命保険料控除額) ***** *****							

円 (1年間の所得)

→19ページの個人別所得へ

③ 令和2年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知

令和2年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)									
所 得	給 与 収 入	主たる給与 以外の合算 所得区分	主たる給与 不利益配給 等業員子当与 離時	課 税 標 準	総 所 得 ③				
					給与所得 その他の所得計	給与所得 以外の合算 所得区分	主たる給与 不利益配給 等業員子当与 離時	課 税 標 准	総 所 得 ③
					分離短期譲渡	分離長期譲渡	山林所得	株式等の譲渡	先物取引
控 除	雑 損		障・寡・勤						
	医 療 費		配 偶 者						
	社会保険料		配 偶 者 特 別						
	小規模企業共済		扶 養						
	生命保険料		基 础						
	地震保険料		所得控除合計②						

円 (1年間の所得)

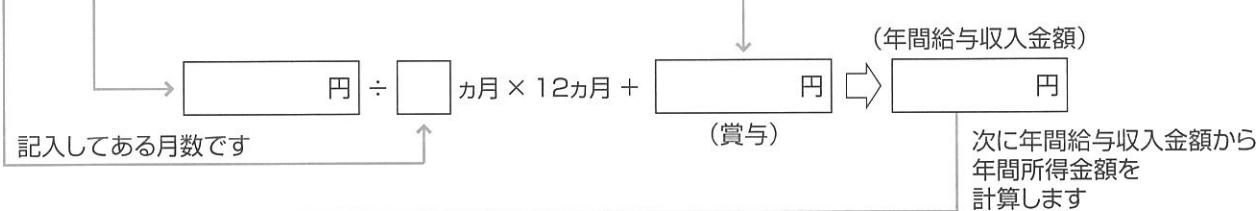
→19ページの個人別所得へ

給与収入の方

●勤務先発行の給与等支払証明書

令和2年8月が最後の月になります

給与等支払証明書 (給与・その他)				
住所 _____ 氏名 _____				
1. 採用年月日	平成・令和 年 月 日			
2. 扶養親族	控除対象配偶者 有・無 (いずれかを○印でかこむ) その他の扶養親族数 名			
3. 支払対象月	年 月～ 年 月分 賃金締切等 日締 当・翌月 (いずれかを○印でかこむ) 日払			
4. 支払金額 指定勤手当等の扣減税額は記入しないでください。 支払金額のなかで1ヶ月分に満たない月は除いて計算してください。				
支払年月	基本給	手当	手当	手当 計
円	円	円	円	円
***** 合計				
5. 賞与	賞与合計 ***** 円			
年 月 金 額	円	円	円	円
上記のとおりであることを証明します。 令和 年 月 日				
(あて先) 仙台市長 所在地 _____ 代表者氏名 _____ (代理人印)				



給与収入から所得金額を計算する方法

年間給与収入金額	年間所得金額
651,000円未満	年 間 所 得 = 0
651,000円以上～ 1,619,000円未満	年 間 給 与 収 入 金 額 - 650,000 = 年間所得
1,619,000円以上～ 1,620,000円未満	年 間 所 得 = 969,000円
1,620,000円以上～ 1,622,000円未満	年 間 所 得 = 970,000円
1,622,000円以上～ 1,624,000円未満	年 間 所 得 = 972,000円
1,624,000円以上～ 1,628,000円未満	年 間 所 得 = 974,000円
1,628,000円以上～ 1,800,000円未満	A × 2.4 = 年間所得
1,800,000円以上～ 3,600,000円未満	A × 2.8 - 180,000 = 年間所得
3,600,000円以上～ 6,600,000円未満	A × 3.2 - 540,000 = 年間所得
6,600,000円以上～ 10,000,000円未満	年 間 給 与 収 入 金 額 × 0.9 - 1,200,000円

↓
 $\boxed{\text{円}}$
 →19ページの個人別所得へ

事業収入の方 ●現在の事業をいつから始めましたか?

平成31年1月1日以前から事業を始めたとき

平成31年1月2日以後に事業を始めたとき

●令和元年分の所得税の確定申告書の控

所 得 金 額	事 業 營 業 等 ①							
	農 業 業 ②							
	不 動 產 ③							
	利 子 ④							
	配 當 ⑤							
	給 与 ⑥							
	雜 ⑦							
総合譲渡・一時 ⑧ ⑦+[(⑤+⑥)×½]								
合 計 ⑨	*	*	*	*	*	*	*	

円
(1年間の所得)
→19ページの個人別所得へ

●収支明細書

☆収支明細書は、募集月の前月までの12ヵ月間(12ヵ月にならないときは今の仕事を始めてから募集月の前月までの期間)について自分で記入します。

ここに注意

- 実績の金額ですから1円の単位まで正確に記入してください。
- 認められる支出の項目は、確定申告において税法上必要経費として認められるものに限ります。
- 明細書の内容について、書類を確認する場合があります。

計算での注意

- 金額のなかで、1ヵ月分に満たない月は除いて計算してください。
- 事業を開始した日が最近で、まだ1ヵ月分に満たない場合は0円として計算してください。
- 1年間の所得で1円未満は切捨ててください。

この用紙は当選した申込者に郵送します

収支明細書(事業所得者用)

1. 事業及び事業内容	
2. 事業所の所在地	
3. 事業開始年月日	平成・令和 年 月 日

(月別収支内訳)

月	取 入 計 (円)	支 出						差 純 利 益 (イーロ) 円
		円	円	円	円	計 (円)	円	
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
合 計								*****

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

記入してある月数です

$$\boxed{\text{円}} \div \boxed{\text{カ月}} \times 12\text{カ月} \Rightarrow \boxed{\text{円}} \text{ (1年間の所得)}$$

↓
19ページの個人別所得へ

年金収入の方

①障害の名称のつく次の年金 障害基礎年金・障害厚生年金・障害年金・障害共済年金	非課税のため算定の対象にはなりません
②遺族の名称がつく次の年金 遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族年金・遺族共済年金	
③母子の名称がつく次の年金 母子年金・準母子年金	
④そのほか次のような年金 遺児年金・寡婦年金・老齢福祉年金	

国民年金,厚生年金,共済年金,恩給を支給されている方

●いつから支給されていますか?

平成31年1月1日以前から支給されている方



平成31年1月2日以後から支給されている方



●公的年金等の源泉徴収票

令和元年分 公的年金等の源泉徴収票		
支払を受けた者	住所又は 施設名 郵便番号	
受け取る者	氏名 性別 年齢	
種別	支払金額	源泉徴収税額
年金	*****000,000	*****000,000
扶養親族の数	扶養親族の数 (本人以外)	社会保険料の金額 (介護保険料額)
特定期	老人 その他 特別 その他	人 人 人 人
支払を受けた者の年金の種別	支払を受けた者の年生年月日	*****00,000

※源泉徴収票を使用される方は右の計算式で計算してください。

※2種類以上の年金を支給されている方は、それぞれの支払金額を合計して右の計算式で計算してください。

受給者の年齢	この年中の公的年金等の収入金額(A)	所得金額におすすめ計算式
年齢65歳以上の方	120万円未満	0円
	120万円以上～330万円未満	(A) - 120万円
	330万円以上～410万円未満	(A) × 0.75 - 37万5,000円
	410万円以上～770万円未満	(A) × 0.85 - 78万5,000円
	770万円以上	(A) × 0.95 - 155万5,000円
年齢65歳未満の方	70万円未満	0円
	70万円以上～130万円未満	(A) - 70万円
	130万円以上～410万円未満	(A) × 0.75 - 37万5,000円
	410万円以上～770万円未満	(A) × 0.85 - 78万5,000円
	770万円以上	(A) × 0.95 - 155万5,000円

(1年間の所得)

円

19ページの個人別所得へ

14. 所得から控除する金額

【今まで計算してきた所得から差し引く金額です。】

【同居親族控除を除き、所得税法上認定された人が対象となります。】

控除の種類		どんな人があてはまるか？	控除する金額
一般控除	同居親族	申込者本人以外の人で、市営住宅と一緒に入居する人（婚姻の予約者、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む） (出産予定の子は含みません)	1人あたり 38万円×人＝ 万円
	同居しないけれども扶養している親族	市営住宅には一緒に入居しないが、所得税法上扶養親族になっている人（仕送りや生活費を渡しているだけでは、扶養親族にはなりません）	1人あたり 38万円×人＝ 万円
特別控除	老人扶養親族 同一生計配偶者で70歳以上の者	所得税法上老人扶養親族または同一生計配偶者で70歳以上の者	1人あたり 10万円×人＝ 万円
	特定扶養親族	配偶者を除く16歳以上23歳未満の人で、所得税法上扶養親族になっている人	1人あたり 25万円×人＝ 万円
障害者	障害者	①3級～6級の身体障害者手帳を持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ②療育手帳Bを持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ③精神障害者保健福祉手帳2・3級を持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ④戦傷病者手帳の交付を受けている人	1人あたり 27万円×人＝ 万円
		①1・2級の身体障害者手帳を持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ②療育手帳Aを持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ③精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ④戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 ⑤原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人	1人あたり 40万円×人＝ 万円
寡婦・寡夫	寡婦・寡夫	【寡婦】 次の①または②のいずれかの要件を満たす方です。 ①夫と死別し、もしくは離婚した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない一定の方で、扶養親族がいる方または生計を一にする子がいる方 ②夫と死別した後婚姻をしていない方または夫の生死が明らかでない一定の方で、合計所得金額が500万円以下の方 【寡夫】 妻と死別し、もしくは離婚した後婚姻をしていない方、または妻の生死が明らかでない一定の方で、生計を一にする子がいて、合計所得金額が500万円以下である方 ※生計を一にする子とは年間所得金額が38万円以下で、他の方の控除対象配偶者や扶養親族となっていない子のことです。 ※非婚のひとり親世帯(みなし寡婦・寡夫世帯)にも「寡婦(夫)控除」を適用します。	上限27万円×人＝ 万円 (所得が27万円以下であればその金額になります)
		合計控除金額	万円

(注意) 寡婦・寡夫の控除は、入居時に再婚等により控除条件からはずれる場合は適用しません。
入居者の出生・死亡などは、申込締切日現在の状況によります。

15. 世帯の所得月額の算出

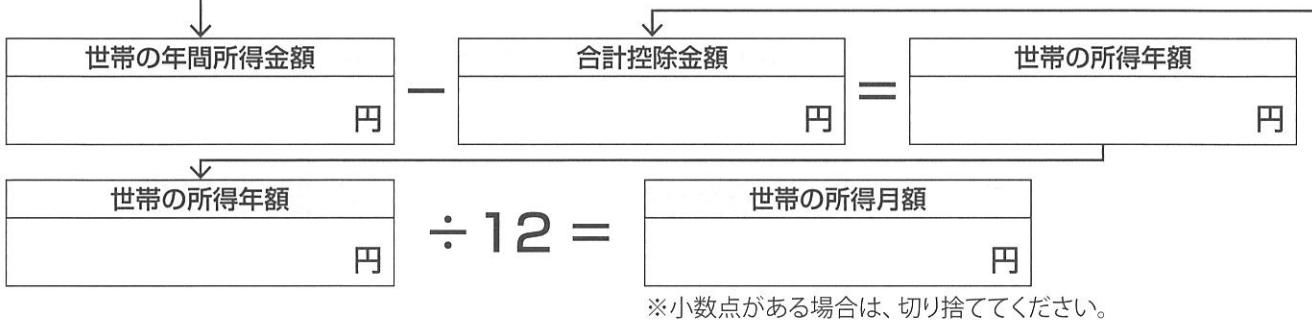
〈個人別所得〉※収入ではなく所得を記入します。

申込者本人の所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円

所得の調べ方

・給与収入の方:現在の勤務先に平成31年1月1日以前から就職→14ページ参照
(パート・アルバイト含む) 現在の勤務先に平成31年1月2日以後に就職→15ページ参照

- ・事業収入の方:16ページ参照
- ・年金収入の方:17ページ参照



16. 家賃

家賃は、世帯の所得月額にしたがって、下記のようになります。

計算で求めた世帯の所得月額	家賃（定期募集住宅一覧表の予定家賃欄にあてはめてください）
0円～104,000円	予定家賃①になります。
104,001円～123,000円	予定家賃②になります。
123,001円～139,000円	予定家賃③になります。
139,001円～158,000円	予定家賃④になります。
158,001円以上	申込みができません。（裁量階層世帯は除く）

※世帯の所得月額が158,000円を超える場合は、申込みができません。

ただし、裁量階層に該当する世帯は、世帯の所得月額が214,000円まで申込みできます。

【裁量階層世帯の所得月額】（※所得月額158,000円までは上記と同じ）

計算で求めた世帯の所得月額	家賃（定期募集住宅一覧表の予定家賃欄にあてはめてください）
158,001円～186,000円	予定家賃⑤になります。
186,001円～214,000円	予定家賃⑥になります。
214,001円以上	申込みができません。

※裁量階層に該当する世帯は10ページをご覧ください。

17. 申込書の書きかた(記入例)

- 申込書には、事実を正確に記入してください。
- ペンまたはボールペン(黒か青色インク)で記入してください。
- 訂正した場合は、必ず訂正箇所に訂正印を押してください。
- 赤枠の中のみ必ず記入してください。

課税所得は必ず記入してください。所得が2種類以上ある人はそれぞれ記入してください。
必ず「入居募集のごあんない(14~17ページ)」を使って計算した金額を記入してください。

定期募集住宅一覧表の住宅名・構造・タイプを必ず明記してください。

※赤枠の中のみ記入してください。
・氏名はかい書ではっきりと記入し、フリガナも忘れないようにしてください。
・印鑑も忘れずに押印してください。
・住所は住民登録をしている住所を記入してください。

採用または退職の年月を記入してください。詳しくは「入居募集のごあんない(13ページ)」をご覧ください。

確実にいっしょに入居する人の名前を記入してください。申込後の変更は認められません。

障害者手帳の交付を受けている方は記入してください。

申込者からみた続柄を記入してください。

年齢は申込締切日現在の満年齢を記入します。

所得がない場合は0を記入してください。

申込者の電話番号を記入してください。

対象の方は○で囲んでください。

区分	一般	留学生	子育て	ひとり親	多子	高齢者	特殊疾病	障害者	多落選	受付番号
	生活保護	外国人	配偶者等からの暴力被害者	引揚者	犯罪被害者等	被虐者	ハンセン病	要介護者	一般・裁量	
市営住宅の入居申込で知り得た個人情報を取り扱うに当たっては、入居資格審査及び市営住宅の管理運営の目的以外に使用することはありません。										
仙台市営住宅入居申込書(令和2年9月定期募集)										
(あて先)仙台市長 令和 年 月 日										
市営住宅に入居したいので、次のとおり申込みます。なお、この申込書(裏面を含みます)の記載内容が事実と相違する場合及び二次審査において資格または所得基準に合わない場合は失格とされても異議ありません。また、私の入居者資格について、関係機関に照会することを同意します。私及び入居する親族は暴力団員ではありません。										
申込住宅	申込住宅名			構造	タイプ	電話番号(申込者)				
	国分第一高齢者 市営住宅			中層	3DK	自宅	xxx-(△△△)	xxx	xxx	
						携帯	xxx-(△△△)	xxx	xxx	
ペットと一緒に入居を希望される方は、下記にペットの種類を頭数を記入してください。(これから飼育予定の方は、対象とはなりません)										
飼育する ペット	犬	猫	頭	その他()	頭					
※必ず「募集住宅一覧表」で該当住宅を確認してください。										
申込者	フリガナ			以前の勤務先名・電話番号	退職年月		課税所得年額(円)			所得から控除を受けているものの種類(○で囲んでください)
	氏名			(かい書ではっきりと記入してください)	現在の勤務先名・電話番号	採用年月				
	続柄	生年月日	(必ず記入してください)	満年齢	生活保護					
住所(住民登録をしている住所を記入してください。配偶者等からの暴力被害者の方は生活の実態のある所)										
申込者	フリガナ セイ: 大口 実			以前の勤務先名	年 月 退職	給与	2,634,400			老 扶 身体障害 精神障害
	氏名 仙台 太郎			()	年 月 退職	事業				特 扶 療育手帳
	続柄	生年月日	明大昭平 51年 8月 1日	44歳	生活保護	年金				障害手帳 判定
申込者	住所 〒□□□-□□□			仙台市青葉区青葉町○丁目×番△号青葉アパート102号室						精神障害
	勤務先 〒□□□-□□□			仙台市青葉区本町通○丁目×番△号						治療方法が確立していない疾患その他の特殊な疾患
申込者	フリガナ センダイ 実			以前の勤務先名	年 月 退職	給与	0			親族 老 扶 身体障害 精神障害
	氏名 仙台 実			()	年 月 退職	事業				特 扶 療育手帳
	続柄	(妻)	生年月日 明大昭平 53年 2月 10日	42歳	生活保護	年金				精神障害
申込者	住所 〒□□□-□□□			同上						治療方法が確立していない疾患その他の特殊な疾患
申込者	フリガナ センダイ 実			以前の勤務先名	年 月 退職	給与	0			親族 老 扶 身体障害 精神障害
	氏名 仙台 実			()	年 月 退職	事業				特 扶 療育手帳
	続柄	(長男)	生年月日 明大昭平 17年 5月 5日	15歳	生活保護	年金				精神障害
申込者	住所 〒□□□-□□□			同上						治療方法が確立していない疾患その他の特殊な疾患
申込者	フリガナ センダイ 実			以前の勤務先名	年 月 退職	給与	0			親族 老 扶 身体障害 精神障害
	氏名 仙台 実			()	年 月 退職	事業				特 扶 療育手帳
	続柄	(父)	生年月日 明大昭平 21年 1月 10日	73歳	生活保護	年金				精神障害
申込者	住所 〒□□□-□□□			同上						治療方法が確立していない疾患その他の特殊な疾患
書類	入居しない扶養親族 続柄() 氏名 生年月日 年 月 日 住所			あなたの世帯の所得					一戸賃料世帯158,000円以上 賃料世帯216,000円以上 の場合は申込できません	
書類	※「仙台市営住宅入居募集のごあんない」の14~19ページを参照し計算してください。			116,200 円						

生活保護受給者の方は、
○で囲んでください。

税法上認められている控除の種類で当
てはまるものを○で囲んでください。

定期募集

郵便はがき

63円切手を貼ってください。
※あなたの印のみ記入してください。

住所
仙台市青葉区青葉町0丁目X番△号
青葉アパート 102号室

氏名
仙台 太郎 様

令和2年9月募集 抽選番号票

抽選番号
申込住宅名
申込者名
入居する人数
多段落選
申込者世帯

980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目10-10
(公財)仙台市建設公社 住宅部 募集課
電話 022-214-3604 FAX 022-214-8592

63円切手を貼ってください。
郵便はがき
※あなたの印のみ記入してください。

「多数回落選者世帯に対する優遇措置」の適用を受けるため、対象期間中に申込んだ住宅名を記入してください。申込みます。(仙台市営住宅入居募集のごあんないの24ページの多段落選者世帯に該当する方)「多数回落選者世帯に対する優遇措置」の適用を受ける方は、過去に何度も落選している、あるいは申込みを行い、抽選の結果いすれも落選または候次で落選が回らなかった方が対象となります。当選した方や候次で順位が回ってきた方で御選された方は、該当しません。

対象期間
申込された住宅名

令和元年 9月募集 (ポイント方式)
高砂(東) 市営住宅

令和元年 12月募集
高砂(東) 市営住宅

令和2年 1月募集 (ひとり親・子育て世帯)
市営住宅

令和2年 3月募集 (ポイント方式)
高砂(東) 市営住宅

令和2年 6月募集
市営住宅

令和2年 7月募集 (ひとり親・子育て世帯)
市営住宅

63円切手を貼ってください。
郵便はがき
※あなたの印のみ記入してください。

980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目10-10
(公財)仙台市建設公社 住宅部 募集課
電話 022-214-3604 FAX 022-214-8592

63円切手を貼ってください。
郵便はがき
※あなたの印のみ記入してください。

定期募集住宅一覧表の住宅名・構造・タイプを記入してください。

入居する家族数(申込者本人を含む)を記入してください。

63円切手を必ず貼ってください。

入居申込み理由

- 市営住宅の申込みの理由(住宅困窮理由)は何ですか。(複数回答可)
あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。(あてはまるには、チェック(+)をつけてください)
 - 他の世帯との同居により著しく生活上の不便をきたしている。
 - 同居を必然とする親族(夫婦及び未成年の子)と別居している。
 - 遠距離通勤をしている。
 - 収入と比べて、著しく高額な家賃を支払っている。
 - 正当な事由により、家主等から住宅の明渡しを求められているが立ち退き先がない。
 - 住宅が破損したため。
 - 東日本大震災により、災害明細で 全壊・大規模半壊となっている。(「半壊」は含まれません)
 - その他
- 現在住んでいる住宅の種類はどれですか。
あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。
 - 持家(一戸建・分譲マンション) [所有者氏名] [申込者との続柄]
本人
 - 賃貸(公社・マンション・アパート) [賃借人氏名] 仙台 太郎 [申込者との続柄]
本人
 - 賃貸(公社・UR賃貸住宅) [賃借人氏名] [申込者との続柄]
 - 雇用促進住宅 [賃借人氏名] [申込者との続柄]
 - 応急仮設住宅
 - 市町村営・県営住宅・復興公営住宅 [賃借人氏名] [申込者との続柄]
 - 下宿・寮・間借り
 - その他()
- 現在住んでいる住宅の状況をお答えください。
居室数 2 部屋(DKを除きます) 広さ 10.5 m² (洋室も畳に換算してください)
家賃 50,000 円(共益費・駐車場代を除きます)
- 申込者又は同居をしようとする方は、以前市営住宅に住んでいたことがありますか。
あてはまる番号を○で囲んでください。
 - 有
 - 無
 住んでいたことがある方は住宅名と入居期間を記入してください。

住宅名:	住宅	棟	号	入居期間: 昭・平 年から昭・平 年まで
------	----	---	---	----------------------
- 外国籍の方は次の質問にお答えください。
あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

国籍:	留学生(就学生を除きます)ですか	1. はい	2. いいえ
-----	------------------	-------	--------
- 入居予定者の中に、下記の項目に該当する方がいらっしゃいますか。
いらっしゃる場合は番号を○で囲んでください。(あてはまるには、チェック(+)をつけてください)
 - 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別障害から第6項障まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方。
 - 原生還弾撃傷に対する医療に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方。
 - 中国残留邦人等の内済な済院並びに永住帰國した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の内済な済院並びに永住帰國した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第1条第1項に規定する支拂給付を含む)を受けている方。
 - ハンセン病療養院入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養院入所者等の方。
 - 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方。
 - 申込者本人が配偶者等からの暴力を理由として配偶者暴力相談支援センターに保護されたまたはされている被虐者及び婦人保護施設の八所・避所者並びに裁判所から保護命令を受けている配偶者等から暴力を受けた被虐者で当該命令の日から起算して5年未満の方。
 - 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等により、同条第1項に規定する前項に規定する疾病等により從前の住居に居住することが困難となった方。
 - 入居しない国籍上の配偶者がいる方。(□離婚調停中で事件係属証明書が出る・□住民票上1年以上別居中で復縁の意思はない)
 - 現在持家(一戸建・分譲マンション)がある。(共同名義含む)
 - 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定める疾病の方。
(疾病名:
疾患対象の方のお名前:)
- 暴力団員に関する注意点**
申込者及び同居しようとする方(以下「申込者等」といいます)に、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第二条第六項に規定する暴力団員をいいます)が含まれている場合は、入居資格がありません。(申込者等は誰も入居できません)暴力団員が入居していることが判明した場合は、理由のいかんを問わず明退請求を受け、全員が速やかに退去しなければなりません。
仙台市長は、入居資格のない暴力団員が市営住宅に入居することを防止し、また、暴力団員を含む世帯に明退請求するため、宮城県警察本部長から意見を聴取することができます。

消印日

18. 入居者の選考

申込受付の締切後、一次審査として、申込資格等を確認後、申込多数の場合は抽選により当選者を決定いたします。当選者については、二次審査を行い入居者を決定します。

申込受付の締切

令和2年9月16日(水)郵便局消印有効

郵便ポストへの投函時刻によっては翌日の消印になる場合があります。申込期間の最終日は特にご注意ください。

一 次 審 査

抽 選 番 号 の 通 知

令和2年10月7日(水)頃抽選番号票(ハガキ)を発送します。

抽 選 会

抽選会では、二次審査の対象となる方及び補欠者を決定します。二次審査の対象者となった方は、二次審査で適格とされてはじめて「入居予定者」となります。抽選によって、入居が確定するわけではありませんので、ご注意ください。抽選会日時は令和2年10月23日(金)です。

午前9時30分～午後4時終了予定

抽選会場は「仙台市役所 8階ホール」です。

抽選会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**非公開**で実施することとなりました。

※当日は感染防止のため、会場にお越しにならないようお願い申し上げます。

※抽選は、住宅・構造・タイプ毎に抽選器を使って行い、抽選器の操作は(公財)仙台市建設公社職員が行います。

※社会情勢により、抽選方法等が変更になる場合もあります。

抽 選 結 果 の 通 知

抽選結果はハガキで全員に通知いたします。(令和2年11月4日(水)頃発送)

電話でのお問い合わせは固くお断りします。

※当選者・補欠者の番号及び申込状況は、抽選会終了後から令和2年11月4日(水)頃まで仙台市役所国分町分庁舎2階に掲示いたします。また、抽選会の翌日から(公財)仙台市建設公社のホームページ(<http://www.sendai-kensetsu.or.jp/>)上にも掲載いたします。

※駐車場は用意できません。公共の交通機関をご利用ください。

①当選された方の通知書には二次審査の案内と二次審査に必要な書類を示してありますので、早めに準備してください。

②補欠の方は補欠の順位を通知いたします。入居順番が回りましたら二次審査を行いますので、それまでお待ちください。

※当選者に辞退か失格があれば補欠者に入居の順番が回ります。

補欠者としての有効期限は、次回の定期募集開始前までとなります。

二 次 審 査

当選された方には申込書の内容について確認するために、住民票や収入についての証明書等を提出していただきます。内容が相違している場合は失格となり入居できません。特に所得計算に誤りがあり、所得月額が基準にあっていないときは失格となりますので注意してください。

19. 抽選に際しての優遇措置

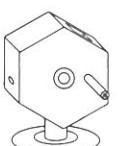
申込世帯につき抽選玉が1つとなります。

以下の世帯は抽選の際に優遇措置がとられます。

世帯区分	要件
優遇対象世帯	申込者本人が次に該当する世帯
	ひとり親世帯 申込者本人が20歳未満の子を扶養している寡婦または寡夫である方
	多子世帯 申込者本人が18歳未満の子3人以上と現に同居している方
	高齢者世帯 申込者本人が60歳以上で次のいずれかに該当する方 (ア) 単身者 (イ) 配偶者・18歳未満・60歳以上の民法上の親族のみと同居または同居を予定している方
	配偶者等からの暴力被害者世帯 (ア) 申込者本人が配偶者暴力相談支援センターまたは婦人保護施設の保護終了から5年以内の被害者 (イ) 申込者本人が配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出された日から5年以内の被害者
	子育て世帯 申込者本人が小学校就学の始期に達するまでの子と現に同居している方
	申込者本人もしくは同居または同居を予定している親族の中で、次のいずれかに該当する方がいる世帯
	心身障害者世帯 (ア) 身体障害者福祉法施行規則別表第5の1級～4級の障害があり、身体障害者手帳の交付を受けている方 (イ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級～3級の障害がある方 (ウ) 療育手帳の交付を受けている方のうち、障害の程度が「A」または「B」と記載のある方 (エ) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものにより、障害福祉サービス受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けている方、または交付を受ける程度の方
	戦傷病者世帯 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方
	原爆被爆者世帯 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
	引揚者世帯 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方
	ハンセン病療養所入所者世帯 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方
	犯罪被害者等世帯 国の定める「犯罪被害者等基本法」第2条第2項に該当する犯罪被害者等の方
申込者本人が次に該当する世帯	
多数回落選者世帯	申込者本人が、過去1年間の募集において、3回以上申込みを行い、抽選の結果いずれも落選または補欠で回らなかった方対象 (詳しくは24ページをご覧ください)

以下のような方法で優遇措置がとられています。

- (1) 優遇対象世帯の方は、同じ番号の抽選玉が2つになります。
- (2) 一般世帯で多数回落選者世帯の方は、同じ番号の抽選玉が2つになります。
- (3) 優遇対象世帯の方で多数回落選者世帯の方は、同じ番号の抽選玉が3つになります。



●多数回落選者世帯とは

★申込者本人が次に該当する世帯です。

過去1年間の募集において、令和元年9月・12月・令和2年3月・6月の定期募集、令和2年1月・7月のひとり親・子育て世帯を対象とした募集のうち、3回以上申込みを行い、抽選の結果いずれも落選または補欠で順番が回らなかった方

多数回落選者世帯に対する優遇措置の適用を受ける方は、「仙台市営住宅入居申込書」に対象期間に申込んだ住宅名を記入してください。

ただし同一世帯であっても申込者が以前と違う場合は、多数回落選者世帯として認定できません。

住宅名に記入間違いがある場合は優遇措置が受けられないことがありますので、抽選番号票及び抽選結果のハガキを捨てずに保管しておいてください。

※記入例

『多数回落選者世帯に対する優遇措置』の適用を受けたいので、対象期間に申込んだ住宅名を記入して、申込みます。（仙台市営住宅入居募集のごあんないの24ページの多数回落選者世帯に該当する方）

『多数回落選者世帯に対する優遇措置』の適用を受ける方は、過去1年間の募集において、3回以上申込みを行い、抽選の結果いずれも落選または補欠で順番が回らなかった方が対象となります。当選した方や補欠で順番が回ってきた方で辞退された方は、該当しません。

対象期間	申込んだ住宅名
令和元年 9月募集 (ポイント方式)	高砂(東) 市営住宅
令和元年12月募集	高砂(東) 市営住宅
令和2年 1月募集 (ひとり親・子育て世帯)	市営住宅
令和2年 3月募集 (ポイント方式)	高砂(東) 市営住宅
令和2年 6月募集	市営住宅
令和2年 7月募集 (ひとり親・子育て世帯)	市営住宅

記入しなかった場合は該当しません。

上記の期間以外の期間は対象とはなりません。

郵便はがき 9月度予定 申込用紙 抽選番号 申込住宅名 入居者数 多数回落選者世帯
仙台市青葉区青葉町6丁目6番 青葉アパート 102号室 姓名 仙台 太郎 様
令和2年9月募集 抽選結果通知書 抽選番号 申込住宅名 入居者数 多数回落選者世帯
〒980-0803 仙台市青葉区青葉町3丁目10-10 (公財)仙台市建設公社 住宅部 募集課 電話 022-214-3604 FAX 022-214-8592 ご了承ください。
郵便はがき 9月度予定 申込用紙 抽選番号 申込住宅名 入居者数 多数回落選者世帯
仙台市青葉区青葉町6丁目6番 青葉アパート 102号室 姓名 仙台 太郎 様
令和2年9月募集 抽選結果通知書 抽選番号 申込住宅名 入居者数 多数回落選者世帯
〒980-0803 仙台市青葉区青葉町3丁目10-10 (公財)仙台市建設公社 住宅部 募集課 電話 022-214-3604 FAX 022-214-8592 ご了承ください。

20. 二次審査(当選者のみ)

資格確認について

当選した方には、世帯全員の入居資格審査を行います。以下の表をご覧のうえ、該当する書類を二次審査の時にご持参ください。

* 給与収入・事業収入・年金収入を重複して受け取っている方は、該当する書類を全て提出してください。

●給与収入がある

証明書類の説明	(1)	(2)	(3)	(4)	(8)
必要な証明書類 内容	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和2年度 所得証明書 (入居予定者全員分)	給与等支払 証明書	退職証明書
平成31年1月1日以前から 引き続き勤務している方	○	○	○	×	×
平成31年1月2日以後から 現在の会社に勤務している方	○	○	○	○	○

●事業収入がある

証明書類の説明	(1)	(2)	(3)	(5)	(8)
必要な証明書類 内容	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和2年度 所得証明書 (入居予定者全員分)	収支明細書	退職証明書
事業所得者の方 (平成31年1月1日以前から事業を開始した方)	○	○	○	×	×
事業所得者の方 (平成31年1月2日以後から事業を開始した方)	○	○	○	○	○
曰雇いの方	○	○	○	○	○

●年金収入がある

証明書類の説明	(1)	(2)	(3)	(6)
必要な証明書類 内容	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和2年度 所得証明書 (入居予定者全員分)	年金証書及び 支払通知書の写し
平成31年1月1日以前から 国民(老齢)年金・厚生(老齢)年金・恩給・ 各種共済年金を受けている方	○	○	○	×
平成31年1月2日以後から 国民(老齢)年金・厚生(老齢)年金・恩給・ 各種共済年金を受けている方	○	○	○	○

●無職・無収入の方

証明書類の説明	(1)	(2)	(7)	(8)	(9)
必要な証明書類 内容	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和2年度 非課税証明書 (入居予定者全員分)	退職証明書	生活保護 証明書
遺族年金・障害年金・障害手当金・母子 年金等を受けている方	○	○	○	○ (平成31年1月以後会社 を退職した方のみ必要)	○ (生活保護を受けて いる方のみ必要)
失業中の方	○	○	○	○ (平成31年1月以後会社 を退職した方のみ必要)	○ (生活保護を受けて いる方のみ必要)
生活保護を受けている方	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (平成31年1月以後会社 を退職した方のみ必要)	○
申込者・同居者・婚約者が 無職・無収入の方	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (平成31年1月以後会社 を退職した方のみ必要)	○ (生活保護を受けて いる方のみ必要)

●状況により必要とする書類

申込者等の状況	必 要 な 書 類
婚姻を予約し入居申込みをする場合	「婚姻予約証明書」(用紙はこちらから郵送します)
ひとり親世帯・単身世帯	戸籍の全部事項証明 親権のない未成年者と入居する場合は親権者の同意書(用紙はこちらから郵送します)
身体障害者・戦傷病者	身体障害者手帳・戦傷病者手帳の写し
知的障害者・精神障害者	療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
治療方法が確立していない 疾病その他の特殊な疾病の方	特定疾患医療受給者証の写しまたは 障害福祉サービス受給者証の写し及び医師の診断書(政令で定める疾病のみ)
原爆被爆者世帯	特別手当証書の写しまたは被爆者手帳の写し
海外からの引揚者	永住帰国旅費の支給決定通知書の写し
ハンセン病療養所入所者	国立ハンセン病療養所等の長または厚生労働省健康局疾病対策課長が発行した入所証明書
申込者が配偶者等からの 暴力被害者の場合	配偶者暴力相談支援センターの保護証明書・婦人保護施設入退所証明書、母子生活支援施設の入退所証明書、裁判所の保護命令決定書の写しのいずれか
申込者が留学生の場合	「本人の申立書」及び大学の学長又は学部長が証明する「副申書」(用紙はこちらから郵送します)
市外にお住まいの方	「勤務先証明書」(用紙はこちらから郵送します)
離婚調停中の方	裁判所が証明する事件係属証明書
住宅を失った世帯	住宅が滅失したことを証明する書類
犯罪被害者等の場合	二次審査の際、窓口にて聞き取り及び警察等への照会の同意書を提出していただきます
ペット飼育可能な住宅に申込んだ場合	動物飼育届出書兼誓約書(用紙はこちらから郵送します)
事故住宅を申込んだ場合	誓約書(用紙はこちらから郵送します)

●証明書類の説明

- (1) 住民票 • 入居する方の全員分が必要となります。
- (2) 市税の滞納がないことの証明書等 • 16歳以上の入居する方全員について、それぞれ次の項目に該当する分が必要となります。
• 16歳未満でも所得のある方は必要となります。

※市内にお住まいの方は

入居予定者全員 「市税の滞納がないことの証明書」

※市外にお住まいの方は

入居者全員分 仙台市が課税する「市税の納付状況を確認することの同意書」
または「市税の滞納がないことの証明書」

- (3) 令和2年度所得証明書 各市町村で発行している「令和2年度所得証明書」
- (4) 給与等支払証明書 所定の「給与等支払証明書」に勤務先からの証明を受けてください。
- (5) 収支明細書 所定の「収支明細書」に記入してください。
- (6) 年金証書・支払通知書の写し ①各種年金証書
②日本年金機構で発行する年金振込通知書(ハガキ)
③各種共済組合の送金案内書
- (7) 令和2年度非課税証明書 各市町村で発行している「令和2年度非課税証明書」
(所得額の記載のあるもの)
- (8) 退職証明書(①②のどちらか) ①所定の「退職証明書」により退職した会社から発行されたものを提出してください。(退職年月日と会社の代表者印が必要です)
②雇用保険受給資格者証又は離職票の写し
- (9) 生活保護証明書 福祉事務所で発行する生活保護受給の証明書
(受給対象者の氏名が全て明記されているものが必要です)

21. 入居手続き

二次審査を通過された方は、入居手続きを行うときに次の書類を提出していただきます。

(1) 建物賃貸借契約書

(2) 敷金の領収書

入居説明会時にお渡しする敷金納入通知書で敷金（入居時の家賃の3ヵ月分）を入居手続きまでに金融機関で納入していただきます。

(3) 緊急連絡人届

☆緊急連絡人1名が必要になります。

※緊急連絡人は、入居者に異常があったときに入居者の引取りや、その後の事務処理等を代行します。

なお事務処理には滞納家賃の保証は含みません。

<資格>

- (1) 緊急時に確実に連絡ができる成人
- (2) 宮城県内に居住する方

緊急連絡人に変更があった場合は届出が必要です。

(4) 仙台市預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

口座振替または自動払込を利用できない方はご相談ください。

(5) その他、必要に応じて、いくつかの書類を提出していただく場合があります。

22. 家賃・共益費等と市営住宅のルール

(1) 敷金

☆入居時の家賃3ヶ月分を納入していただきます。

なお、敷金は住宅の退去時にお返しします。ただし、家賃等に未納がある場合、相殺させていただきます。また、退去時に故意・過失によって住宅内に破損が生じた際の原状回復費用が発生した場合には、敷金から相殺させていただき、それでも不足が生じた場合には別途徴収させていただきます。

(2) 入居後にかかる経費

家賃

市営住宅の家賃は、入居されている世帯の収入と住宅の立地条件・規模・建設時からの経過年数などに応じて毎年決定します。世帯の収入等の変動によっても家賃は変わります。

市営住宅の家賃には、民間アパートと違って維持修繕などの経費（鍵の交換、汚損壁面の修復、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用）を含んでいないため、修繕費用を入居者の方にご負担していただきます。

※家賃や共益費、駐車場使用料の支払いは便利な口座振替で。

共益費

住宅の設備に応じて、外灯・階段灯・エレベーター等の共用部分に要する電気代が共益費となります。なお、金額は年度ごとに変動します。

(3) 入居される住宅の修繕等の状況

☆募集する住宅は、新築を除き前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して入居していただくものです。新築のような状態ではありません。

☆募集する住宅にはお風呂（浴槽・風呂釜）は設置されていますが、浴槽・風呂釜・ふたを含め住宅内は入居者ご自身で清掃していただき、大切にご使用ください。

☆市営住宅を退去する際には、破損があるときはその破損を原状に復する義務（原状回復義務）があります。入居者の方の故意・過失により破損した場合には、原状回復費用を負担していただきます。

☆BS・CSアンテナが設置できない住宅もあります。

☆ほとんどの市営住宅には網戸がついていません。

(4) 収入報告の提出

☆市営住宅に入居した方は、毎年、世帯の収入に関する報告書（収入報告書）の提出が義務づけられています。この報告書は、毎年6月に提出していただきます。翌年度の家賃算定の資料となりますので、期限までに必ず提出してください。また、報告書の提出がない場合は、通常家賃と比べて高額な家賃となります。

☆収入報告書に基づいて入居者世帯の収入を認定し、入居者へ収入額認定通知書を送付します。

収入超過者

市営住宅に3年以上居住し、世帯の所得月額が158,000円（裁量階層世帯の場合は214,000円）を超えた方は、市営住宅を明渡すように努めていただくとともに、一定の割合の金額が家賃に加算されます。

高額所得者

市営住宅に5年以上居住し、収入超過者のなかでも特に高額な所得の方は、市営住宅を明渡していただきます。

(5) 家賃または市税の滞納

☆仙台市ではきちんと家賃を納入している方と家賃を滞納している方の不公平を是正するため、家賃を滞納している方に対して住宅明渡訴訟等の法的措置を強化しております。

☆家賃等または市税を滞納している場合は、新たな親族の同居や名義の承継および駐車場使用が認められません。

家賃を3ヵ月以上滞納した場合には、市営住宅を明渡していただきます。

(6) 家賃の減免

☆申請により、家賃を減免する制度があります。（共益費、駐車場使用料、敷金は減免になりません。）何らかの事情により、家賃を納めることが困難である場合にはご相談ください。

(7) 駐車場

☆次の表の団地に有料駐車場を設置しています。ただし、空き待ちの場合もありますのでご了承ください。その他の団地には駐車場はありませんので、車をお持ちの方は周辺の民間駐車場を契約してください。次の表の有料駐車場設置団地で契約している方のみ保管場所使用承諾証明書を発行します。

ただし、使用料の滞納状況により発行できない場合があります。

☆契約できる車両の大きさは長さ5.0m幅2.0m以内になります。

☆駐車場使用料を3ヵ月以上滞納した場合には、駐車場の契約を解除いたします。

☆有料駐車場は原則として1世帯1区画しか使用できません。2台以上の車をお持ちの方は、周辺の民間駐車場を個別に契約の上、ご利用ください。

有料駐車場設置団地

区	団地名	住宅戸数	駐車場 区画数	駐車場 使用料 (月額／円)
青葉区	北六番丁	50	23	8,000
	小松島	120	34	3,300
	川平	360	360	4,000
	上原	229	212	2,700
	靈屋下	33	20	8,000
	梅田町	66	35	8,000
	小田原	58	33	7,000
	通町	142	28	9,800
			屋根付15	10,800
	落合	112	115	3,700
	靈屋下第二	88	61	7,700
	角五郎	47	39	8,000
	高砂	1,092	1,076 屋根付15	3,800 4,900
宮城野区	鶴ヶ谷第一	700	561	4,700
	鶴ヶ谷第二	1,630	1,237	4,700
	幸町	357	251	5,400
	幸町第二	100	73	5,400
	小鶴	230	227	4,000
	福田町第一	170	170	3,700
	福田町第二	180	180	3,700
	仙台駅東	60	19	8,400
	田子西	176	146	3,700
	幸町第三	38	25	5,400
	燕沢東	63	54	5,000
	新田東	35	22	5,800
	燕沢	55	56	5,000
	田子西第二	168	152	3,700
	宮城野	88	32	8,000
	岡田	10	10	4,500
	鶴ヶ谷第三	17	18	4,700

区	団地名	住宅戸数	駐車場 区画数	駐車場 使用料 (月額／円)
若林区	新寺小路	46	36	7,000
	若林	120	84	5,700
	荒井	50	17 屋根付20	4,000 5,000
	荒井東	298	316	4,000
	若林西	152	123	6,400
	六丁の目西町	115	59	4,300
	中倉	58	27 屋根付9	7,000 8,000
	大和町	103	32	7,000
	荒井第二	34	25	4,300
	六丁の目中町	43	33	4,300
	荒井西	14	14	4,000
	荒井南	75	75	4,000
	荒井南第二	55	50	4,000
太白区	卸町	98	32	8,000
	六郷	50	50	3,600
	中田	30	30	3,300
	袋原	274	275	2,800
	四郎丸	405	407	2,800
	四郎丸東	388	388	2,800
	太白	662	475	3,200
	郡山	335	334	4,000
	西中田	446	385	4,000
	茂庭第一	613	616	3,100
	鹿野	70	57	5,900
	芦の口	39	30	4,400
	あすと長町	163	50	8,600
	あすと長町第二		96	8,600
	あすと長町第三		68	6,800
泉区	茂庭第二	100	101	3,100
	向原	48	48	4,000
	天神沢	72	64	3,100
	泉中央南	193	129	4,600

(8) 住宅内で守るべきルール

- ☆団地での円満な共同生活を乱す迷惑行為をしない。
 - ☆ペットと一緒に入居可能な住宅を除き、犬・猫・ニワトリ・鳥・ウサギ・金魚などのペットの飼育をしない。(敷地内での餌付け行為を含む)
〔なお、身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)は除きます〕
 - ☆明るく住み良い団地生活を送るために、入居者の皆さんのが相互に協力しなければならないことがたくさんあります。お互いが他人の立場を考えた節度ある生活が必要となります。
 - ☆市営住宅の全部または一部を住宅以外に使用しない。(身体障害者が許可を得て営むはり・きゅう・あん摩等営業は除く)
- 著しく逸脱した行為がある場合には、市営住宅を明渡していただきます

(9) 暴力団員に関する注意点

- ☆暴力団員が入居していることが判明した場合には、理由のいかんを問わず市営住宅を明渡していただきます。

23.市営住宅の種類

市営住宅には以下の種類があり、申込みの際には該当する1住宅のみ申込みできます。

多家族向住宅・大規模住宅以外の住宅には、部屋の大きさにより単身入居可能な住宅があります。(重複申込みはできません)

●一般向住宅

申込資格に該当される方であれば申込みできる住宅です。ただし、「単身で申込みされる方」(5ページ)は、別紙「仙台市営住宅定期募集住宅一覧表」に単身可と記載されている住宅に限り申込みができます。

●多家族向住宅(目的別住宅)

4人以上で入居しようとする方が申込みできる住宅です。

該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

●大規模住宅(目的別住宅)

「60歳以上の方」「身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までの方」または「戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方」のいずれかに該当する方を含み、6人以上で入居しようとする方が申込みできる住宅です。

該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

●高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅(目的別住宅)

住宅内の段差解消や手すり、外部への非常通報ブザーが設置された住宅です。

申込みできるのは、申込資格に該当し、次の要件のいずれかに該当する方がいる世帯です。

(1)60歳以上の方

(2)身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方(注)

(3)戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方

該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

●車椅子住宅(目的別住宅)

住宅内外の段差解消や手すり、車椅子用流し台等の設備を備えた住宅です。

申込みできるのは、申込資格に該当し、入居しようとする世帯に身体機能上、車椅子を常用使用されている方がおり、次の要件のいずれかに該当する方に限られます。

(1)身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方(注)

(2)戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方

該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

●ケア付車椅子住宅(目的別住宅)

ケア付車椅子住宅とは、「身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までの方」または「戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方」のうち下肢あるいは体幹機能に障害があり、車椅子を常用する身体障害者の方(注)が地域社会の中で自立して日常生活や社会生活を営むことができるよう、その方の身体機能に応じた住宅の諸設備を整備するとともに、ケアステーションに常駐するケアスタッフが必要に応じて介助等のサービスを提供する住宅です。該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

●シルバーハウジング(目的別住宅)

高齢者の方が自立して生活できるように、住宅内の段差解消や緊急通報システム等の設置と住宅生活を支援する生活援助員(ライフサポートアドバイザー:略称LSA)を配置した住宅です。

65歳以上の方または60歳以上の障害者等の方が申込みできる住宅です。

同居者は60歳以上の方1人に限られます。

該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

※生活援助員は身体介助や家事援助を行うものではありません。そのような援助が必要な方は、別途介護保険等のサービスを利用していただくことになります。

(注)障害の程度について、確認させていただく場合がございます

市営住宅の種類については以上のようなものがありますが、すべてのタイプを募集しているわけではございません。

今回募集している住宅の住戸及び詳しい種類別入居要件については、「仙台市営住宅定期募集住宅一覧表」をご覧ください。

申込みされる住宅は、交通手段や立地環境等34ページ以降の市営住宅位置図をご確認の上お申込みください。

MEMO

24. 市営住宅位置図(青葉区)



凡例

(◎)	市役所
(○)	区役所・総合支所
(○)	証明発行センター
(□)	中央市民センター
(△)	市民センター
(●)	市営住宅

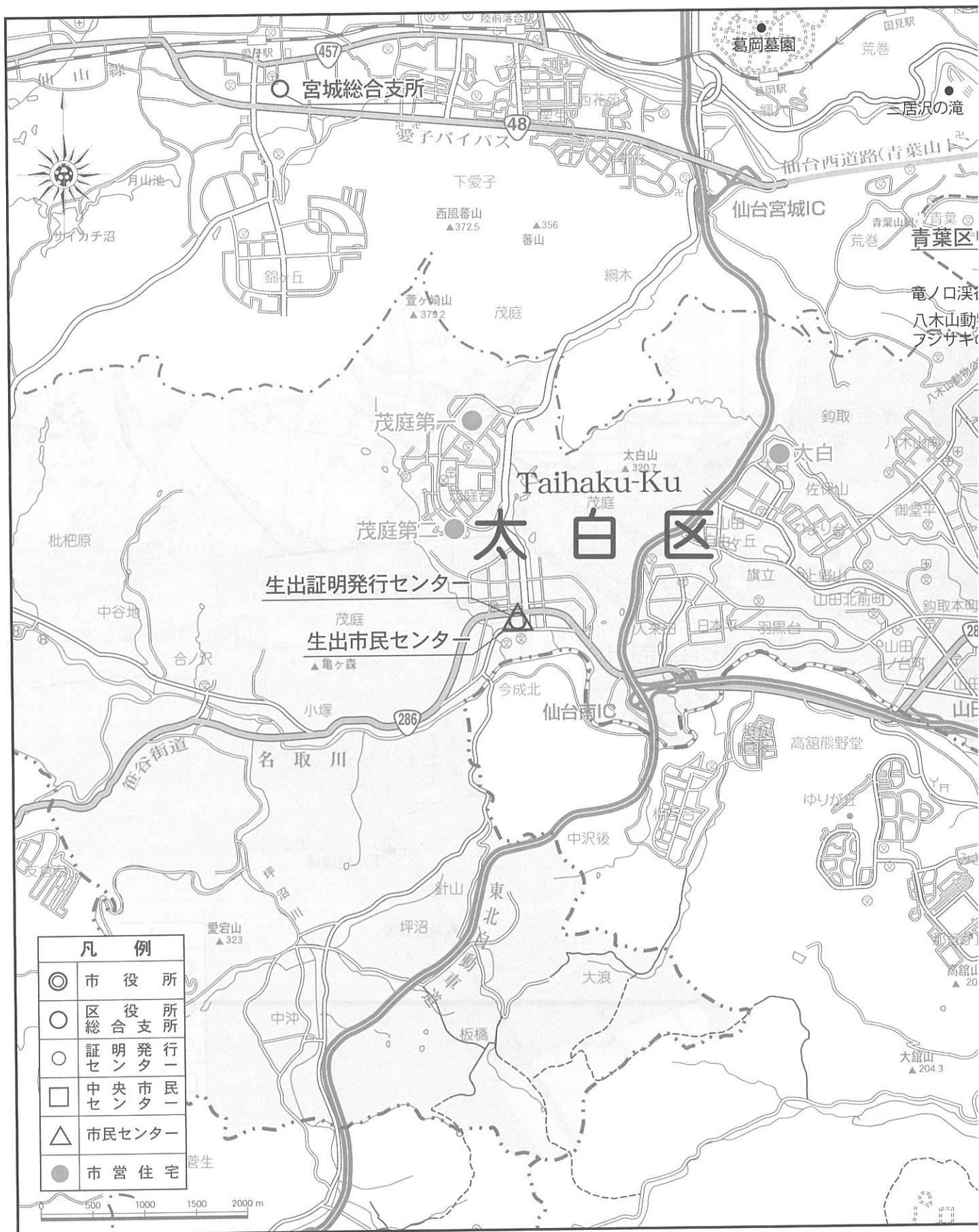


25. 市営住宅位置図(宮城野区)





26. 市営住宅位置図(太白区)





27. 市営住宅位置図(若林区)



28. 市営住宅位置図(泉区)



区	住宅名	所在地	交通機関	乗車場	行き先(方面)	最寄駅・停留所	摘要
若林区	燕沢	宮城野区燕沢二丁目	市バス	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑤	東仙台(宮)、岩切駅、利府、小牛田、石越、一関	徒歩 5 分	徒歩 10 分
	燕岡	宮城野区福室東二丁目	市バス	東北本線仙台駅	岩切駅	徒歩 3 分	徒歩 3 分
	鶴ヶ谷第三	宮城野区平柳	市バス	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑤	利府、小牛田、石越、一関	徒歩 20 分	徒歩 4 分
	宮城野	宮城野区鶴ヶ谷八丁目	市バス	仙台駅前(仙台口)⑩	仙台駅前	徒歩 1 分	徒歩 1 分
	新寺	宮城野区宮城野二丁目	地下鉄	仙台駅西口⑤	鶴ヶ谷七丁目	長屋前	長屋前
	小路	若林区二軒茶屋	市バス	仙台駅西口⑤	仙台駅西線仙台駅	鶴ヶ谷中央	鶴ヶ谷六丁目
	林	若林区若林四丁目	市バス	地下鉄東西線仙台駅	仙台駅西口⑥	宮城野三丁目・聖和学園前	宮城野三丁目・聖和学園前
	井	若林区荒井七丁目	地下鉄	仙台駅西口⑥	地下鉄東西線仙台駅	地下鉄薬師堂駅	地下鉄薬師堂駅
	若	若林区弓ノ町	バス	仙台駅西口⑤	仙台駅西口⑤	新吉四丁目・サンプラザ入口	新吉四丁目・サンプラザ入口
	荒	若林区東九番丁	バス	仙台駅西口⑤	仙台駅西口⑤	地下鉄連坊駅	地下鉄連坊駅
太白区	アネックス51	若林区舟井	バス	仙台駅西口⑥	仙台駅西口⑥	荒井	荒井
	荒井第二	若林区伊在二丁目	地下鉄	仙台駅西口⑥	仙台駅西口⑥	若林区役所を経由する全ての行き先	若林区役所を経由する全ての行き先
	西	若林区荒井東二丁目	地下鉄	仙台駅西口⑥	地下鉄南北線仙台駅	荒井駅、荒井駅(土・祝のみ運行)	荒井駅、荒井駅(土・祝のみ運行)
	東	若林区荒井南	地下鉄	仙台駅西口⑥	地下鉄東西線仙台駅	多賀城駅、若林区役所を経由する全ての行き先	多賀城駅、若林区役所を経由する全ての行き先
	南	若林区荒井南	地下鉄	仙台駅西口⑤	仙台駅西口⑤	荒町・若林区役所を経由する全ての行き先	荒町・若林区役所を経由する全ての行き先
	北	若林区御町三丁目	地下鉄	仙台駅西口⑤	仙台駅西口⑤	若林区役所を経由する全ての行き先	若林区役所を経由する全ての行き先
	大	若林区大和町五丁目	地下鉄	仙台駅西口⑥	仙台駅西口⑥	若林区役所を経由する全ての行き先	若林区役所を経由する全ての行き先
	和	若林区六丁目の目中町	地下鉄	仙台駅西口⑥	地下鉄南北線仙台駅	七郷中学校前	七郷中学校前
	町	若林区六丁目の目西町	地下鉄	仙台駅西口⑤	仙台駅西口⑤	地下鉄二丁目	地下鉄二丁目
	中	若林区中倉二丁目	地下鉄	仙台駅西口①	地下鉄東西線仙台駅	地下鉄長町一丁目駅	地下鉄長町一丁目駅
中田地区	中郷	若林区六郷	地下鉄	仙台駅西口⑥	地下鉄南北線仙台駅	蒲町歩道橋前	蒲町歩道橋前
	田	太白区中田四丁目	市バス	仙台駅西口⑥	仙台駅西口⑥	地下鉄御町駅前	地下鉄御町駅前
	原	太白区袋原字平淵	市バス	仙台駅西口⑥	地下鉄東西線仙台駅	地下鉄河原町駅	地下鉄河原町駅
	四郎丸	太白区四郎丸字大宮	市バス	仙台駅西口⑥	仙台駅西口⑥	若林駅前	若林駅前
	四郎丸東	太白区四郎丸字落合	市バス	仙台駅西口⑥	仙台駅西口⑥	若林駅前	若林駅前
	太白	太白区太白二丁目	市バス	仙台駅西口⑥	仙台駅西口⑥	若林駅前	若林駅前
	郡	太白区郡山六丁目	市バス	仙台駅西口⑥	仙台駅西口⑥	若林駅前	若林駅前
	西	太白区西中田六丁目	市バス	仙台駅西口⑥	仙台駅西口⑥	若林駅前	若林駅前
	袋	太白区西中田六丁目	市バス	仙台駅西口⑥	仙台駅西口⑥	若林駅前	若林駅前
	太白	太白区西中田六丁目	市バス	仙台駅西口⑥	仙台駅西口⑥	若林駅前	若林駅前

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、
同院発行の5万分1地形図及び2万5千分1地形図を使用した。
(承認番号 平27東使 第6号)

最終チェックリスト (投函する前にもう一度ご確認ください)

1 チェック 提出する「①仙台市営住宅入居申込書 ②抽選番号票(ハガキ) ③抽選結果通知書(ハガキ)」の赤枠内の該当する欄を漏れなく記入した。

2 チェック 上記②、③のハガキ2枚に63円切手をそれぞれに貼った。

3 チェック 「募集住宅一覧表」の中からひとつ選んだ住宅名(同一のもの)を申込住宅名の欄(3箇所)に記入した。

4 チェック 市営住宅入居申込書に申込者の印鑑を押した。

5 チェック 申込資格を確認した。(4・5ページ)

6 チェック 入居時に必要な手続き(27ページ)敷金の納入・緊急連絡人等や家賃・共益費等と市営住宅のルール(28ページ)を確認した。

7 チェック 入居申込書を郵送する封筒に120円切手を貼った。

※[該当者]は以下もチェックしてください。

8 チェック [単身可住宅]に申込むので、申込資格(5ページ)を確認した。

9 チェック [多数回落選者世帯の優遇]を受けるため、対象期間内に申込み落選した住宅を入居申込書に記入した。

10 チェック [ペットと一緒に入居可能な住宅]に申込むので、申込資格(8・9ページ)を確認した。

この「入居募集のごあんない」は、(公財)仙台市建設公社募集課、市役所本庁舎1階市民のへや、区役所総合案内、総合支所、青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンター(アエル5階)、各証明発行センター、各区中央市民センター、生涯学習支援センター、宮城県住宅供給公社、市営住宅内各管理事務所(高砂、四郎丸、鶴ヶ谷、茂庭)で配布しています。

※新型コロナウィルス感染症の発生状況に応じて、上記の一部で配布を中止する場合があります。

このパンフレット(冊子)はリサイクルできます。「雑誌」として分別しましょう。